



回覧印座

建災防だより

12月号

令和2年12月1日

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町6-4

TEL : 087-821-5243 FAX : 087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ: <http://kensaibou-kagawa.jp>

検索方法: 建災防香川 (けんさいぼう)

☆ 「建災防だより」は、建設工事現場で働く皆様の安全衛生にお役に立つ情報をタイムリーにお送りします☆

店社だけでなく現場の方たちにも読んでいただきたいと思います。

- ◎ 労働災害発生状況
- ◎ 年末年始労働災害防止強調運動を実施しよう!! (2面)
- ◎ 「現場所長研修・現場見学会」を実施しました (3~5面)
- ◎ 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます。令和5年10月からは事前調査には石綿含有建材調査者の資格者が行うことが必要になります。(5~6面)
- ◎ 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます。令和4年4月から作業主任者の選任が必要になります。(6面)
- ◎ 行政からのお知らせ (6~7面)
- ◎ 今年度 (1~3月) 開催の講習等予定 (8面)



*添付資料

・年末年始ゼロ災香川推進運動: 香川労働局・各労働基準監督署

1. 労働災害発生状況

全国の1月~10月における労働災害の発生状況のうち、死亡災害は、全産業では昨年より35人減少(5.6%減少)の585人ですが、建設業においては10人増(5.2%増)の202人となりました。一方、4日以上死傷災害は全産業では、1,539人増(1.7%増)の92,373人となっており、建設業においては、144人減(1.3%減)の11,073人となっております。

香川県では、10月末現在の死亡災害は、全産業では昨年より4人増の10人となり、建設業においては2人となりました。10月末現在の4日以上死傷災害は、全産業では昨年より5件減

少し910人、建設業においては、31人減少して81人となっております。

今年もあとわずかとなり、あわただしさが増してきますが、その様なきほど、現場の巡回と従業員の教育を行い、皆で明るい正月を迎えられるよう願っております。

2. 年末年始労働災害防止強調運動を実施しよう！！

(1) 年末年始ゼロ災香川推進運動 香川労働局・各労働基準監督署

期 間 令和2年12月1日～令和3年1月15日

スローガン 『 きっちり確認 ゆっくり休息

しっかり準備 年末年始無災害 』

年末年始は労働災害の発生要因の増大が懸念されます。

これまでとは異なる「新しい生活様式」の下で、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、次の事項を実行しましょう！

【最重点事項】

- (1) 転倒災害防止対策「STOP！転倒災害プロジェクト」の徹底
- (2) 墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- (3) 交通労働災害防止対策の推進

【重点事項】

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (3) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (4) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (5) 腰痛予防対策の徹底
- (6) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (9) 年始時期の作業開始時の安全確認の徹底
- (10) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食生活、運動等）に関する健康指導の実施
- (11) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- (12) その他安全衛生意識の高揚のための活動の実施

(2) 建設業年末年始労働災害防止強調期間 建設業労働災害防止協会

スローガン 「無事故の歳末 明るい正月」

建災防は、12月1日より1月15日まで「建設業年末年始労働災害防止強調期間」運動を実施しております。会員事業場に於かれましては、「実施要領」を是非安全教育及び安全パトロール等で活用し、職場における労働災害防止対策の徹底をお願いします。

<主な重点実施事項>

- ① 経営トップ等による現場点検の実施

- ② 墜落・転落災害の防止
- ③ 建設機械・クレーン等災害の防止
- ④ 倒壊・崩壊災害の防止
- ⑤ 交通労働災害の防止
- ⑥ 火災・爆発等災害の防止
- ⑦ 転倒災害の防止
- ⑧ 不安全行動による災害の防止
- ⑨ 公衆災害の防止
- ⑩ 作業所閉鎖中の保安対策
- ⑪ 積雪・雪崩災害の防止
- ⑫ 職業性疾病の防止
- ⑬ 化学物質に関するリスクアセスメントの実施
- ⑭ 現場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ⑮ 健康障害防止対策の充実

3. 「現場所長研修・現場見学会」を実施しました。

今年度も「若年者に魅力ある職場づくり事業」として、若い現場責任者が安全管理業務知識の習得の為に、11月26日(木)に31名が参加して実施しました。今回は新型コロナウイルス感染症対策として、3密回避のため、バス乗車人数を減らしたため参加者数が例年の半数までになりました。「労働災害発生状況と今後の課題」について香川労働局健康安全課中山課長、「現場所長の役割と職務」について高橋安全管理士の講演があり、その後、大型バス2台に乗車し現場見学に向かいました。建築工事では「高松第一高等学校改築工事」を見学、土木工事では「四国横断自動車道吉野川大橋(仮称)上部工建設工事」を見学させていただきました。新技術の特殊工法を間近で見ることができ、参加者全員大喜びでした。今後もこのような研修会を実施致しますので、多くの方のご参加をお待ちしております。尚、今回ご協力を頂きました発注者の高松市、施工者の「合田・小竹・香西特定建設工事共同企業体」、そして発注者の西日本高速道路株式会社四国支社徳島工事事務所、施行者の「鹿島・三井住友・東洋 特定建設工事共同企業体」の現場の皆様には大変お世話になりました。感謝申し上げます。

見学優良工事現場

< 建築工事 > 高松第一高等学校改築工事

発注 高松市

設計・監理 株式会社 日本設計 関西支社

施工 合田・小竹・香西 特定建設工事共同企業体

< 土木工事 > 四国横断自動車道吉野川大橋(仮称)上部工建設工事

事業者 西日本高速道路株式会社四国支社徳島工事事務所

施工 鹿島・三井住友・東洋 特定建設工事共同企業体

午前中の集合教育



高松第一高等学校改築工事の現場見学





四国横断自動車道古野川大橋上部工現場見学



4. 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます。令和5年10月からは事前調査には石綿含有建材調査者の資格者が行うことが必要になります。

① 工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

・事前調査や分析調査は、要件を満たすものが実施する必要がある。

・事前調査を実施することができる者

・特定建築物石綿含有建材調査者

・一般建築物石綿含有建材調査者

・一戸建て等建築物石綿含有建材調査者

・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

② 工事開始前の労働基準監督署への届出

・一定規模以上の建築物や特定工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務になります。（令和4年4月～）

報告が必要な工事

・解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の改修工事

・請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

・請負金額が100万円以上の定められ工作物の解体工事・改修工事

③ 吹き付け石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

④ 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

⑤ 写真等による作業の実施状況の記録

（関係資料を同封していますのでご覧ください。）

※調査者の講習・試験については、現在、2団体が実施していますが、建災防香川支部では「一般建築物石綿含有建材調査者・一戸建て等建築物石綿含有建材調査者」講習について、香川労働局へ登録の準備をしています。講習が実施できるようになりましたら、建災防だよりと当支部ホームページでお知らせします。

5. 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます。令和4年4月から作業主任者の選任が必要になります。

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼす恐れがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等を改正し、新たな告示を制定しました。（令和3年4月施行）

（1）金属アーク溶接等作業が含まれることになりました。

（2）特定化学物質としての規制

① 屋内作業場における全体換気装置による換気等

② 有効な呼吸用保護具の使用

③ 掃除等の実施

④ 特定化学物質作業主任者の選任（令和4年4月～）

⑤ 特定化学物質健康診断の実施等

※特定化学物質作業主任者の講習・試験については、現在、香川労働基準協会が実施していますが、建災防香川支部では開催までにまだ時間がかかる状況です。

6. 行政からのお知らせ

詳しい内容は「建災防香川ホームページ；お知らせ」をご覧ください。（ / ）はホームページ掲載日です。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について
事務連絡 令和2年10月23日
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長（10/29）
- (2) 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について
基発 1027 第4号 令和2年10月27日 厚生労働省労働基準局長（11/2）
- (3) 冬季の省エネルギーの取組みについて
令和2年10月23日 省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定（11/12）
- (4) 建設業法順守動画について、チラシ
国土交通省（11/12）
- (5) 下請取引の適正化について
経済産業大臣 公正取引委員会委員長（11/18）
- (6) 改正独占禁止法施行に伴い導入される新制度の経済団体向け講師派遣について
公経画第34号 令和2年11月16日 公正取引委員会事務総局（11/19）
- (7) 寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等について
事務連絡 令和2年11月16日 国土交通省不動産・建設経済局（11/19）
- (8) 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。
厚生労働省、中小企業庁、公正取引委員会（11/19）
- (9) 【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について
（協力依頼） 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長（11/25）
- (10) 【事務連絡】来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長（11/25）

7. 1月～3月開催の講習等予定

講習予定日	講習科目	講習会場
1月8日(金)	現場管理者統括管理講習	香川県建設会館
1月13日(水) ～15日(金)	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	香川県建設会館
1月19日(火)	ハーネス型安全帯特別教育	香川県建設会館

講習予定日	講習科目	講習会場
1月21日(木) 22日(金)	建築物等の鉄骨の組立て等 作業主任者	香川県建設会館
1月26日(火) 27日(水)	足場の組立て等作業主任者技能講習	香川県建設会館
1月29日(金)	建設工事の職場環境改善実施担当者講習 (建設工事従事者のメンタルヘルス対策)	香川県建設会館
2月3日(水)	足場の組立等特別教育(6H)	香川県建設業協会西讃支部会館 (観音寺市南町)
2月5日(金)	丸のこ等取扱い作業の安全衛生教育	香川県建設会館
2月9日(火) 10日(水)	型枠支保工の組立等 作業主任者	香川県建設会館
2月16日(火) 17日(水)	職長・安全衛生責任者教育	香川県建設会館
2月19日(金)	職長・安全衛生責任者 能力向上教育	香川県建設会館
2月25日(木)	ハーネス型安全帯特別教育	香川県建設業協会西讃支部会館 (観音寺市南町)
学科:3月1日(月) 2日(火) 実技:3月3日(水) ~5日(金) ※3日間講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込用・ 掘削用)運転技能講習	(学科) 香川地域職業訓練センター (実技) タクテック
3月8日(月) 9日(火) ※1日講習	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	(学科・実技) タクテック
3月11日(木)	ハーネス型安全帯特別教育	香川県建設会館
学科:3月16日(火) 実技:3月17日(水) または18日(木) *学科1日、実技1日	小型車両系建設機械(3トン未満) 運転特別教育	(学科) 香川地域職業訓練センター (実技) タクテック
学科:3月23日(火) 実技:3月24日(水) ~25日(木) *学科1日、実技1日	高所作業車運転技能講習	(学科) 香川地域職業訓練センター (実技) タクテック

※お申し込みはお早めをお願いします。

- ・講習の申込書は建災防のホームページからダウンロードできます。
- ・申込みの締切日は各講習日の10日前です。
- ・ゴシック太字の講習は、人材開発支援助成金対象です。詳しくは、当支部のホームページをご覧ください。

□ 香川支部からのお知らせ □

12月26日(土)~1月4日(月)まで業務をお休みさせていただきます。
講習等のお申し込みはお早めをお願いいたします。
ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくをお願いいたします。